

令和7年度 償却資産(固定資産税)の手引き

市税につきましては、日頃からご協力いただき厚く御礼申し上げます。

土地や家屋のほかに、償却資産(事業用資産)も固定資産税の課税対象とされています。

① 豊見城市内で事業を営み事業の用に供することができる資産の所有者

② 豊見城市内に事業用として貸し付けている資産の所有者

上記①②に該当する方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月1日現在の資産を申告する義務があります。

申告期間:令和 7 年1月 6 日(月)~1月31日(金)



郵送又は電子での申告を推奨しております。
ご協力をお願いいたします。

申告書等の各様式は、豊見城市ホームページからダウンロードできます。

豊見城市ホームページ URL : <https://www.city.tomigusuku.lg.jp/>

トップページ>暮らし・手続き>税金>固定資産税>令和 7 年度償却資産について(固定資産税)へと進んでください。

右下の QR コードを読み込んでいただくと、「令和 7 年度償却資産について(固定資産税)」のページに繋がりますので、ご確認ください。



▶提出・お問い合わせ

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 市民部 税務課 資産税班

TEL:098-850-0245 FAX:098-850-1701

目次

I 償却資産とは

1. 償却資産とは	3
2. 業種別の主な償却資産	4
3. 申告の対象とならない資産	4
4. 償却資産と家屋の区分	5
5. 償却資産の評価及び税額の計算方法	6
6. 固定資産税と国税との比較	7

II 償却資産申告について

1. 申告していただく方	8
2. 提出書類と申告方式	8
3. 提出方法	9
4. 申告について	9
5. 過年度課税について	10
6. 申告をしなかった場合または虚偽の申告をした場合	10
7. 実地調査のお願い	10
8. 国税資料等の閲覧について	10

III 非課税・課税標準の特例等

1. 非課税となる償却資産	11
2. 課税標準の特例を受ける償却資産	11
3. 固定資産税の課税免除について	12

償却資産申告書の記入例	13
-------------	----

種類別明細書(増加資産・全資産用)	14
-------------------	----

種類別明細書(減少資産用)	15
---------------	----

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

固定資産の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含みます。)をいいます。(地方税法第341条第4号)

具体的には、以下のようなものをさします。

資産の種類		内 容
第1種	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備、施盤、ボール盤、プレス、モーター、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、立体駐車場の機械装置等
第3種	船舶	ボート、漁船、貨物船、客船、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具(※)	フォークリフトなどの大型特殊自動車(車両番号「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両)
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン等)、応接セット、測定・検査工具、医療機器、ルームエアコン、レジスター等

※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。

下記に掲げる資産も申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (3) 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- (4) 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- (5) 未稼働資産(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)
- (6) 資本的支出としての改良費(新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- (7) 取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却している資産
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却している資産

2. 業種別の主な償却資産

業種名	主な償却資産
各業種に共通する償却資産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、LAN配線、看板、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 等
製造業	金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
建設業	ブロックケージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品 等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機 等
医療業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン） 等
駐車場業	駐車装置（機械設備、ターンテーブル） 、舗装路面 等
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、電話交換設備 等
娯楽業	パチンコ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、ネオンサイン、スポットライト 等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、門、外灯、フェンス、塀 等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク 等

3. 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- (2) 生物(観賞用・興行用生物は申告が必要です。)
- (3) 無形固定資産(例:商標権、営業権、ソフトウェア等)
- (4) 繰延資産(例:創立費、開業費等)
- (5) 取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満のもので、当該資産の取得に要した経費の全額が法人税法、所得税法の規定による所得の一時に損金又は必要経費に算入されるもの
- (6) 取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うことを選択したもの

4. 償却資産と家屋の区分

建築設備については、家屋と償却資産に区分して課税することとなっています。家屋に施した建築設備・造作等のうち、次の表において◎で示すものは、償却資産に該当します。家屋の所有者以外の賃借人(テナント)が施したもので、その所有者が家屋のその所有権に帰属しないものについては、構築物として賃借人が償却資産の申告をする必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
LAN設備	設備一式			◎		◎	
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎		◎	
		配管、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○				◎
		中央式給湯設備					
	ガス設備	屋外設備、引込工事			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、天井吊型、 特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		天井埋込式、天井カセット型	○				◎
		特定の生産又は業務用設備			◎		◎
	換気設備	上記以外の設備	○				◎
その他の 設備等	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機等			◎		◎
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）			◎		◎

5. 償却資産の評価及び税額の計算方法

(1) 評価の仕方

償却資産の評価に関しては、取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、それぞれの資産の評価額を次のように求めます。A及びBは、それぞれの資産の耐用年数に対応する「減価残存率」を表します。減価残存率は、減価率(法人税及び所得税の「旧定率法」で使用する償却率に相当)をもとに算定されています。

- ・前年中に取得した資産の評価額 $=$ 取得価額 \times A
- ・前年前に取得した資産の評価額 $=$ 取得価額 \times A \times B
- ・上記の1年前に取得した資産の評価額 $=$ 取得価額 \times A \times B \times B

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	A	B		A	B		A	B
2	0.658	0.316	26	0.957	0.915	50	0.977	0.955
3	0.732	0.464	27	0.959	0.918	51	0.978	0.956
4	0.781	0.562	28	0.960	0.921	52	0.978	0.957
5	0.815	0.631	29	0.962	0.924	53	0.978	0.957
6	0.840	0.681	30	0.963	0.926	54	0.979	0.958
7	0.860	0.720	31	0.964	0.928	55	0.979	0.959
8	0.875	0.750	32	0.965	0.931	56	0.980	0.960
9	0.887	0.774	33	0.966	0.933	57	0.980	0.960
10	0.897	0.794	34	0.967	0.934	58	0.980	0.961
11	0.905	0.811	35	0.968	0.936	59	0.981	0.962
12	0.912	0.825	36	0.969	0.938	60	0.981	0.962
13	0.919	0.838	37	0.970	0.940	61	0.981	0.963
14	0.924	0.848	38	0.970	0.941	62	0.982	0.964
15	0.929	0.858	39	0.971	0.943	63	0.982	0.964
16	0.933	0.866	40	0.972	0.944	64	0.982	0.965
17	0.936	0.873	41	0.972	0.945	65	0.982	0.965
18	0.940	0.880	42	0.973	0.947	66	0.983	0.966
19	0.943	0.886	43	0.974	0.948	67	0.983	0.966
20	0.945	0.891	44	0.974	0.949	68	0.983	0.967
21	0.948	0.896	45	0.975	0.950	69	0.983	0.967
22	0.950	0.901	46	0.975	0.951	70	0.984	0.968
23	0.952	0.905	47	0.975	0.952	71	0.984	0.968
24	0.954	0.908	48	0.976	0.953	72	0.984	0.968
25	0.956	0.912	49	0.977	0.954	73	0.984	0.969

(2) 課税標準

賦課期日(1月1日)現在の全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準となるべき額(市内に所有する全資産の合計)が、**150万円未満**の場合は課税されません。なお、150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

(4) 税額

税率は、1.4%です。したがって、年税額は次のように求められます。

課税標準額(千円未満切捨て) × 0.014 = 年税額(百円未満切捨て)

(5) 納期

年税額(当該年度に納める額)は、4月、7月、12月及び翌年の2月の4回に分けて納めていただくことになっています。

6. 地方税と国税の比較

国税(法人税・所得税)の取扱いと地方税(固定資産税(償却資産))の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として、「固定資産評価基準」に定める減価率によります。	【平成19年3月31日以前に取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 【平成19年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

豊見城市内に事業用の償却資産を所有している方、または豊見城市内の事業所に償却資産をリースされている方は、地方税法第 383 条に基づき毎年1月1日現在における所有資産を申告する義務があります。

2. 提出書類と申告方式

(1) 提出書類

イ 初めて申告される方…豊見城市内に所有する**全償却資産**を申告してください。

申告義務者	① 令和6年1月2日以降に豊見城市内で事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書の案内（本通知）を受けた方 ③ ①・②以外で豊見城市が全資産申告をお願いした方
申告が必要な資産	令和7年1月1日現在、豊見城市内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出書類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・所有する償却資産がない場合は提出不要。
その他	所有資産がない場合・・・「豊見城市内に償却資産なし」 上記の様に、申告書の「18 備考」に記載してください。

ロ 前年度以前に申告された方…**資産の増減**を申告してください。

申告義務者	前年度までに申告済みの資産を所有している方
申告が必要な資産	① 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加又は減少した資産 ② 令和7年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れ等があった場合 ③ 事業の用に供することができる全償却資産・・・企業電算処理による申告の場合のみ
提出書類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）・・・資産の増減がなくても提出 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・増加資産がない場合は提出不要 ③ 種類別明細書（減少資産用）・・・減少資産がない場合は提出不要
その他	豊見城市内に償却資産がない場合・・・「資産なし」 前年中（令和6年中）に資産の増減がない場合・・・「増減なし」 廃業・移転等した場合・・・「令和〇年〇月 廃業のため全資産減少」「令和〇年〇月 ▲▲市へ 店舗移転のため全資産減少」 上記を参考に、申告書の「18 備考」に記載してください。

(2) 申告方式

●一般方式(増減申告)

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、資産一品ごとの評価額や課税標準額の計算は市が行います。

●電算処理方式(全資産申告)

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額や課税標準額を計算した上で申告していただく方式です。

3. 提出方法

(1) 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、市に提出していただく方法です。郵送又は窓口にて提出をお願いいたします。

※ 申告書等を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記し、切手を貼付したうえで郵送いただくようお願いいたします。切手は、料金不足にならないようご注意ください。

(2) 電子申告による申告書等の提出方法

eLTAX(エルタックス)により、申告データを送信していただく方法です。

電子申告

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルと呼称で、地方税におけるインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

自宅やオフィスから手続き可能で、複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できるというメリットがあります。

手続き等の詳細は、eLTAX(エルタックス)のホームページをご確認ください。

eLTAX ホームページアドレス : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

4. 申告について

(1) 事業所等(資産)の所在地、住所、氏名又は名称が変更となった方

変更前の事業所等(資産)の所在地、住所、氏名又は名称及び変更年月日を申告書の「18 備考」に記載してください。

(2) 解散、廃業、市外への移転等の場合

解散、廃業等により償却資産がない場合は、申告書「18 備考」に解散の時期等を含め、その旨を記載してください。廃業の場合、個人は税務署への廃業届の写し等、法人は定款又は登記簿謄本履歴事項証明書等の写しを添付してください。

(3) 個人番号・法人番号の記載

償却資産申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人番号の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。また、申告の際は、次の書類を添付してください。

※法人番号を記入した申告書を提出する場合、確認書類の添付は不要です。

※確認書類を郵送する場合は、委任状等代理権を証する書類を除き、原本ではなくコピー(写し)を送付してください。

イ. 本人が申告書を提出する場合(窓口又は郵送)

確認事項	必要書類 (いずれか1点)
番号確認	マイナンバーカード (裏面) 住民票 (マイナンバー記載) 通知カード (記載事項に変更がない場合に限る) 等
身元確認	マイナンバーカード (表面) 運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※介護保険被保険者証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点 等

ロ. 代理人が申告書を提出する場合(窓口又は郵送)

確認事項	必要書類 (いずれか1点)
本人の 番号確認	本人のマイナンバーカード(裏面)の写し 本人の住民票(マイナンバー記載)の写し 通知カード(記載事項に変更がない場合に限る)の写し 等
代理人の 身元確認	代理人のマイナンバーカード(表面) 代理人の運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※介護保険被保険者証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点 代理人の税理士証票 税理士の補助者又は事務員であることを証する書類 等
代理権の 確認	税務代理権限証書 委任状 ※いずれも写し(コピー)ではなく、原本の添付をお願いします。

※ 電子申告の方は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。

5. 過年度課税について

申告内容の修正や申告もれがあった場合、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度(地方税法第17条の5第5項)の規定により、原則として5年度分遡及することとなります。

※過年度に遡って減少する場合は、除却日がわかる根拠資料(固定資産台帳等)が必要です。

6. 申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び市税条例75条の規定により過料を科せられることになります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰則等を科せられることがあります。

7. 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、実地調査に伴って申告もれ等の資産があった場合、追加申告をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

8. 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と、豊見城市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含めて個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Ⅲ 非課税・課税標準の特例等

1. 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条に規定する一定要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

該当する償却資産を所有されている方は、非課税に係る資料のご提出とともに、一般の資産と区別し、「種類別明細書」の摘要欄に非課税と記入し、該当条項も併せてご記入ください。

2. 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法第 349 条の3及び同法附則第 15 条の規定等により、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産を所有されている方は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に特例と記入し、償却資産申告書「18備考」へ該当条項の記入をお願いいたします。

提出する際は、必要書類と一緒にご提出してください。下記は課税標準の特例(わがまち特例等)の一部です。

地方税法	豊見城市税条例	内容		取得時期	適用期間	特例率	必要書類	
第349条の3	第27項	第61条の2第1項	家庭的保育事業			期限なし	1/2	事業の認可を受けたことを証明する書類の写し等
	第28項	第61条の2第2項	居宅訪問型保育事業			期限なし	1/2	事業の認可を受けたことを証明する書類の写し等
	第29項	第61条の2第3項	事業所内保育事業			期限なし	1/2	事業の認可を受けたことを証明する書類の写し等
附則第15条	第25項第1号イ	附則第10条の2第8項	再生可能エネルギー発電設備	太陽光 1,000kw未満	R6.4.1~R8.3.31	3年間	2/3	再生可能エネルギー事業者支援の補助の決定の写し等
	第25項第1号ロ	附則第10条の2第9項		風力 20kw以上	R6.4.1~R8.3.31	3年間	2/3	
	第25項第1号ハ	附則第10条の2第10項		地熱 1,000kw未満	R6.4.1~R8.3.31	3年間	2/3	
	第25項第1号ニ	附則第10条の2第11項		バイオマス10,000kw以上20,000kw未満	R6.4.1~R8.3.31	3年間	2/3	
	第25項第3号イ	附則第10条の2第12項		太陽光 1,000kw以上	R6.4.1~R8.3.31	3年間	3/4	
	第25項第3号ロ	附則第10条の2第13項		風力 20kw未満	R6.4.1~R8.3.31	3年間	3/4	
	第25項第4号イ	附則第10条の2第14項		水力 5,000kw未満	R6.4.1~R8.3.31	3年間	1/2	
	第25項第4号ロ	附則第10条の2第15項		地熱 1,000kw以上	R6.4.1~R8.3.31	3年間	1/2	
	第25項第4号ハ	附則第10条の2第16項		バイオマス10,000kw未満	R6.4.1~R8.3.31	3年間	1/2	
	旧第32項	旧附則第10条の2第17項		特定事業所内保育施設		H29.4.1~R6.3.31	5年間	
附則第15条第44項	-	先端設備等(機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備)		R5.4.1~R7.3.31	3年間	1/2	先端設備導入計画の申請書類及び認定証の写し、工業会等による仕様等証明書の写し等	
	-	先端設備等(機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備)※賃上げ目標設定の場合		R5.4.1~R6.3.31	5年間	1/3	先端設備導入計画の申請書類及び認定証の写し、工業会等による仕様等証明書の写し、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し等	
	-	先端設備等(機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備)※賃上げ目標設定の場合		R6.4.1~R7.3.31	4年間	1/3		

※特例に関しては、法律の改正により、内容の変更や廃止等があるため、申請をお考えの方はご注意ください。

3.固定資産税の課税免除について

豊見城市では、沖縄県の自立的発展と豊かな住民生活を実現するために制定された沖縄振興特別措置法の目的をふまえ、同様に豊見城市における産業の振興と雇用の増大を図ることを目的として豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、固定資産税の課税免除を実施しています。

沖縄振興特別措置法に定める指定地域(観光地形成促進地域/情報通信産業振興地域/産業イノベーション促進地域/国際物流拠点産業集積地域)の区域内において、青色申告者等が事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を新たに課されることとなった年度以後最大5年度分の限り免除を受けることができます。

令和4年3月 31 日に成立した「沖縄振興特別措置法等の一部を改正に関する法律」により、資産取得前に知事の認定・主務大臣の確認も必要となりました。これから新規で課税免除の適用をお考えの事業者は、ご注意ください。

下記ホームページにて内容をご確認ください。

課税免除を申請する場合は、償却資産申告書の「18 備考欄」及び種類別明細書の摘要欄に「課税免除該当」とご記入ください。

また、「固定資産税の課税免除申請書」及び別途提出して頂く必要がありますので、豊見城市税務課までお問い合わせください。

制度の詳細は、下記のホームページにてご確認ください。

- 豊見城市ホームページ

https://www.city.tomigusuku.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/5/5875.html

- 公益財団法人 沖縄県産業振興公社 沖縄特区相談窓口

<https://zei-tokku.okinawa/>

- 沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kikaku/keizaitokku.html>

種類別明細書(増加資産) 全資産用

令和 1 年度

※	所有者コード
	(不明の場合は、入力省略。)

行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額		耐用年数	減価残存率	価額		課税標準額	摘要
				年号	年 月	千円	円			千円	円		
01	1	冷蔵庫	1	5	6 5	2 000	000	7					増加事由 1 2 3・4
02	2	半導体設備	1	5	6 10	31 800	000	4					特例
03	6	パソコン	2	5	6 11	568	000	6					特例
04													
05													
06													
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15						34 368	000						
小計													
※													

第二十六号様式別表一 (提出用)

注意 ※印の欄は記入しないでください。

増加資産・全資産用

※所有者コード

記入の必要はありません。

資産の種類

「償却資産の種類」を参考に資産種類番号を記入してください。

資産コード

記入の必要はありません。

資産の名称等

20字以内で記入してください。

数量

資産の数量を記入してください。

取得年月

資産を取得した年月を記入してください。

取得価額

資産の取得価額を記入してください。

耐用年数

耐用年数表を参考に記入してください。

減価残存率

記入の必要はありません。

課税標準の特例

記入の必要はありません。ただし、企業電算処理の場合は記入してください。

課税標準額

記入の必要はありません。ただし、企業電算処理の場合は記入してください。

「 残価残存率～課税標準額 」の箇所は、企業電算処理による全資産申告の場合のみ記載してください。
※紙媒体での申告でも、電子申告 (el-Tax) による申告でも、同様です。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入、4 その他のいづれかに○印をつけてください。「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

- ・構 築 物・・・1 ・航 空 機・・・4
- ・機 械 及 び 装 置・・・2 ・車 両 ・運 搬 具・・・5
- ・船・・・3 ・工 具 器 具 備 品・・・6

種類別明細書（減少資産用）

1 年度

所有者コード ※

(不明の場合は、入力省略。)

第二十六号様式別表一提出用

記入例

資産の種類 行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額		耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要			
				年	月	千円	円			1 全部	2 一部	3 売却	4 その他				
01	2 41210010	半導体製造設備	1	4	2	5	14,800,000	5	3	1	2	3	4	1	2	1	枚のうち
02	6 41220011	パソコン	2	4	2	6	500,000	4	3	1	2	3	4	1	2	1	枚
03	6 41220012	キャビネット	1	4	3	9	48,000	5	4	1	2	3	4	1	2	1	取得価額900,000円のうち(数量5)のうち2台分
04										1	2	3	4	1	2		
05										1	2	3	4	1	2		
06										1	2	3	4	1	2		
07										1	2	3	4	1	2		
08										1	2	3	4	1	2		
09										1	2	3	4	1	2		
10										1	2	3	4	1	2		
11										1	2	3	4	1	2		
12										1	2	3	4	1	2		
13										1	2	3	4	1	2		
14										1	2	3	4	1	2		
15										1	2	3	4	1	2		
小計																	
										15	348	000					

(注) 「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

- ・構築物...1 ・航空機...4
- ・機械及び装置...2 ・車両・運搬具...5
- ・船...3 ・工具器具備品...6

減少した分部に係る数量及び取得価額を記入して下さい。

減少資産

※所有者コード

記入の必要はありません。

抹消コード

「償却資産明細書」の資産コード欄の該当資産の番号を記入してください。

資産の名称等

資産の名称等を記入してください。

数量

減少資産の減少分の数量を記入してください。

取得年月

減少資産の取得年月を記入してください。

取得価額

全部減少の場合は、当該資産の取得価額を記入してください。

一部減少の場合は、当該資産の減少分に相当する取得価額を記入してください。

耐用年数

耐用年数表を参考に記入してください。

減少事由

該当する事由を○で囲んでください。